

議員提出議案第29号

ハラスメント対応に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条第2項の規定により提出します。

令和4年3月22日

芦屋市議会議長 松木義昭様

提出者	自由民主党 芦屋市議会議員団	福井利道
	日本共産党 芦屋市議会議員団	ひろせ久美子
	公明党	帰山和也
	日本維新の会	大原裕貴
	会派に属さない議員	山口みさえ
	〃	寺前尊文
	〃	中島健一
	〃	青山 暁

提案理由

ハラスメント対応に関する議会の考えを表明するため決議するもの。

ハラスメント対応に関する決議

一昨年、昨年と議会では市のハラスメント対応のあり方について、多くの時間を割き、議論してきたところです。その間、市からは内部調査の結果や第三者調査委員会による調査結果が提出され、我々議員はそれらの報告内容や議会内で行ったハラスメントに関する研修などにより、ハラスメント事案を取り扱う上で留意すべき点などに関する認識をより深めてきました。

本来は公にされるべきでない個別のハラスメント事案について、そのことを公にする場合は、その前提として、特に被害者の同意を得ておく必要があることについても改めて理解を深めたところです。

これらの認識を深める過程を経て、令和2年6月の一般質問でハラスメント事案について取り上げた議員は、当該事案を取り上げることにについて当事者の同意を得ていなかったことを我々議員に謝罪とともに説明され、このことにより、これまでの議会でのハラスメント事案の取り上げ方に不適切なところがあったことがわかりました。

当該議員は、当事者の同意を得ていた旨の間違った情報を他の議員に伝えていました。このことから、同意があることを前提として他の議員の発言が行われ、そのことにより、一部職員の気持ちを傷つけてしまったことが推察されます。議会でこの問題を取り上げ、公の場で議論してきたことで、報道でも取り上げられ、結果として職員の職務の執行に支障をきたし、組織や市政の信頼に大きな影響を与えてしまい、議会運営にも影響が生じました。このことに対し、不適切にハラスメント事案を取り上げた議員は大いに反省しなければなりません。

我々議員は、これらのことから得た教訓により、議会で再び同じ過ちを犯さないように、ハラスメント等防止に関する指針を作成すると同時に、次のことを遵守することを決議します。

○芦屋市議会議員は、ハラスメントを起こさないために次のことに留意します。

- 1 ハラスメントを指摘され、「そんなつもりではなかった」とならないために、自己の言動を常に客観的に考えます。

- 2 「どのように言った」かにとどまらず、もう一步踏み込んで「どう伝わったか」まで考えます。
- 3 ハラスメントを指摘され、被害者との間で認識の違いがあるとわかったときは、まずは被害者の気持ちになって、その理解に努めます。

○芦屋市議会議員は、ハラスメント事案の対応に当たっては次のことに留意します。

- 1 ハラスメント事案は、相談者が何を求めているかを確認して対応しなければならない。
- 2 ハラスメント事案は、相談者の同意を得ずに、その内容を公にすることはもちろん、第三者に漏らしてはならない。
- 3 ハラスメント事案は、相談者以外から聞き取りや調査を行うときは、その旨相談者の同意を得なければならない。
- 4 ハラスメント事案は、相談者の意思を確認せず、よかれと思いその同意を得ずに先走った対応をしてはならない。

以上、決議する。

芦 屋 市 議 会